

エスニシティ論への一考察 ——ベルギーにおける移民労働者の場合——

森 木 和 美

はじめに

人の移動と固定化とともに、多くの民族的・社会現象¹⁾が起っている。かつては「国民国家(Nation-state)」の形成によって現象の鎮静化がはかられた。しかし、現在では民族的主張が多様化し、表出する場所によって、その社会現象としての形態も内容も、異って表われている。この様々な種々の民族中心的な動きをとらえて、エスニシティ論が欧米の社会学を中心として展開されてきた。日本では最近、それらの紹介と分析が始まつたばかりである。

本稿の目的は、ベルギーの移民労働者を考察することによって、現在のエスニシティ問題の一面を明らかにすることである。エスニシティ論が、現象の多様性故に、包括理論として機能していないことを考えると、ここに提示する枠組みからの出発も、多視的なエスニシティ論への一つのアプローチとなり得るであろう。

I. 研究対象としての民族

1. エスニシティ論

エスニシティというのは、エスニックグループの特性を表わす言葉として用いられ、ギリシャ語の *ethnos*、つまり *a people* から派生した一つの用法である²⁾。日本ではまだ耳新らしく、はっきりした概念規定を持つものではない。社会一般には「エスニック料理」「エスニック音楽」等、今まで

我々のまわりに見られなかった、異質で独特の民族性を持ったものという意味で使われている。1988年度版『現代用語の基礎知識³⁾』の「マスコミに出る外来語略語総解説」には、エスニック・グループを「小数民族集団。一国内の特定民族の社会」と記載し、その他に関連する言葉として「エスニック調」「エスニックルック」を挙げている。「エスニックルック」では、エスニックを「種族的、部族的」の意とし、「世界の種族特有の色彩や模様、アクセサリーをとり入れたファッションの総称」としている。ちなみに「エスニックルック」が最初に『現代用語の基礎知識』へ登場したのは、1972年度版で、「エスニックグループ」に至っては、1980年度版まで待たなければならなかった。

1977年から79年にかけて、日本の文化人類学研究者グループが、アメリカ合衆国における「エスニシティとそのアイデンティティ」に関する実態調査を行っている。第一回目の報告書に次いで、第二回目の調査に基づいて作成されたのが、『アメリカ民族文化の研究 エスニシティとアイデンティティ⁴⁾』である。そこではアメリカのエスニックグループが紹介され、アメリカ移民社会の複合性の中で、各グループのアイデンティティを確立する方策としてエスニシティが位置づけられている。

エスニシティへの関心は、実際に社会をつき動かす政治的動員性に着目して、政治社会学からも寄せられている。石川一雄は「国家建設とエスニックな紛争⁵⁾」の中で、エスニシティの機能面を

- 1) 欧米の移民労働者の定住化にともなう権利要求、一つの国、一つの民族にまとまらない言語紛争、民族自治や民族分離への要求などが顕在化している。
- 2) The International Encyclopedia of Sociology 1984年。
- 3) 『現代用語の基礎知識』自由国民社1988年。
- 4) 綾部恒雄編『アメリカ民族文化の研究 エスニシティとアイデンティティ』弘文堂1982年。
- 5) 石川一雄「国家建設とエスニックな紛争」『現代の国際紛争』中川原徳二、黒柳米司編著、人間の科学社1982年

国家の再建設と多元主義的国際政治の中で捉え、その後、李光一が「エスニシティと現代社会—政治社会学的アプローチの試み—⁶⁾」でエスニシティ定義の整理を試み、エスニックグループの政治理由としての有効性について言及している。

歴史学、とりわけ現代史研究からイギリスと南アジアの事例研究を考察対象にして、エスニシティを扱っているのが、中村平治の「現代世界の紛争とエスニシティ—イギリスと南アジアから—」である⁷⁾。そこでは、歴史的複合条件によってつくられた社会的結合諸関係をエスニックな関係として把握し、階級闘争を含む動的民族運動を示唆している。

今日の社会学にとって避けて通すことの出きない新らしい社会現象が、社会の民族的構造矛盾が原因となって生じている。なぜここで民族的構造矛盾が浮上してくるのか。これについて柏岡富英は「国家と民族の不一致⁸⁾」を挙げる。近代的国家の建設のために「国家主権」の介入が不可欠の条件となるが、これに対応できない民族が、種々の所与により、民族運動を現出する社会構造の類型化を「民族運動の動態的タイプロジー試論」として提示している。

また、吉野耕作が「民族理論の展開と課題—「民族の復活」に直面して—⁹⁾」の中で「民族の紳の耐久性」を時・空的結合の上で認識することによって説明している。急激な社会変動と頻繁な社会間交流は、それ故に集団のアイデンティティ形成を時間的、歴史的流れの中に求めさせ、空間的に接する他の集団との差異を強めさせる。ここに「民族の復活」があるとする。吉野は、この現象をめぐる理論の発展が実証的比較研究の蓄積によって初めて可能であると示唆する。こういった事例

研究や比較研究は日本の社会学者によって既に成されている¹⁰⁾。1979年に幼方直吉は「单一民族国家の思想と機能—日本の場合—¹¹⁾」の中で、多民族国家の少数民族・定住外国人と日本のそれらとを比較考察し、国家形態の違いから来る民族集団の多様性を人権という観点で取りあげている。ここでは、私の本研究の中でも重要な位置を占める「国籍の有無」に触れて、内国人としてのエスニックグループと外国人としてのそれとの立場の違いを指摘している。

国家とエスニシティの関係から、この二分法に触れているのが、梶田孝道の「移民問題と国家類型—イギリスとフランスの比較を通して—¹²⁾」である。その論文を含む『エスニシティと社会変動』では、特に西ヨーロッパにおけるエスニック問題が紹介、分析されており、ここから梶田は、国際社会の分析にはエスニシティからの視点が必要であり、その分析単位を国家単位以下の地域主義、あるいは国家単位以上のトランサンショナルな範囲にまで拡大されるべきであると提唱する。勿論、日本の社会学だけが、トランサンショナルな範囲にまで拡大されずに生き残ることは出きない。研究対象が日本のある一地域を扱うものであったとしても、いくつかの分析要因をたどると「世界」が存在する。しかしながら、日本の社会学は梶田が指摘するように、「これまで、この種のエスニック問題には、ほとんど関心を持ってこなかった。(中略) その結果、日本の社会学はエスニック問題をほとんど欠いたアンバランスなものとなっている」のである。なぜ関心が払われなかつたか、特になぜ日本社会が分析対象となりにくいのか、という問題が議論されてしかるべきであるが、ここではそれが本題ではないので、別の

6) 李光一「エスニシティと現代社会—政治社会学的アプローチの試み—」『思想』No. 730 1985年4月。

7) 中村平治「現代世界の紛争とエスニシティ—イギリスと南アジアから—」『思想』No. 757 1987年7月。

8) 柏岡富英「国家と民族の不一致—民族運動の動態的タイプロジー試論」関西外国语大学研究論集、第40号 1984年5月。

9) 吉野耕作「民族理論の展開と課題—「民族の復活」に直面して—」『社会評論』No. 148 本論文では「民族」を英語の ethnic group, ethnic community あるいは ethnicity に対応する概念として用いられているが、日本語の「民族」と、これらの間には慣用上のずれが存在すると断っている。

10) NAKANO Hideichiro 「Politics in a Multiracial Society」 Kwansei Gakuin University 1978年、ここではマレーシアの民族問題が扱われている。

11) 幼方直吉「单一民族国家の思想と機能—日本の場合—」『思想』No. 656 1979年2月、本論文にエスニシティという言葉は登場しないが、「少数民族問題」として扱われている。

12) 梶田孝道「移民問題と国家類型—イギリスとフランスの比較を通して—」『エスニシティと社会変動』有信社1988年。

機会にゆずることにする。

以上、日本におけるエスニシティ研究の現状を見てきたが、これらに共通することは、エスニシティ問題が新しいものであるということである。そして、現象としてのそれは多種多様の形態をとることを認めるものである。その多様性故に、若干の混乱が見られないこともないが、上記二項を共通認識として、私の問題提起に移りたい。

2. 外国人としてのエスニシティ

今日、エスニシティ問題としてあげられる中に、①イギリスにおけるウェールズ、スコットランド、北アイルランド問題、フランスにおけるブルターニュ、コルシカ、ラングドック問題、ベルギーにおけるフランドルとワロニー問題、スペインにおいてはバスクとカタロニア問題、その他ソ連、ユーゴスラヴィア等で起こっている民族自決への運動がある。これらは相対的に古い時代に定着した民族集団の意義申し立てである。それとは又別に、②植民地時代に生じた人の移動によるものとして、アメリカの黒人問題、インディアン問題、ペルトリコ人問題、カナダのケベック問題、南アフリカの白人支配、イギリスのインド、パキスタン、西インド諸島人の問題、フランスのアルジェリア人問題、日本の朝鮮人問題などが想起される。そしてもう一つ、③最も新しい人の移動としての移民によるエスニシティ現象が、ドイツのトルコ人問題であり、アメリカのチカノ問題、ベルギーのモロッコ人問題である。

これら三つの歴史的分類は、対立しあつ勢力を説明するために非常に有効である。同じように、空間的分類、つまり、集団が所属する範囲について考察することも、エスニックグループの性質をみる上で重要である。

大きく分けると、④同一の出身地域を持ち、現在も同一地域を共有する民族的対立勢力と、⑤出身地域が異なるが、現在同一地域を共有する民族的対立勢力に分かれる。④には上記の①があり、⑤

には②、③がある。更に⑥は移住国が移民国であるかないか、植民地関係があったか無かったか、にも分類することができる。(表1) ここでのカテゴリー分析が国家形態をとるのは、エスニシティ現象が国家との関係で生じているのでやむを得ない。

更に分析次元を限定するために、上記のカテゴリー④、⑤を共同社会のメンバーシップを持つ集団と持たない集団、かつ、過去に歴史的関係を持っていた集団(植民地関係や対立)と持たない集団に分類することが出来る。共同社会のメンバーとなることが出来るのは、国家に対して先ず国籍(市民権)を持つことである。エスニシティ問題が顕在化し、多くの紛争が起こるのは同じメンバー資格を持ち、歴史的関係を持つところほど多い(図1の①)。カテゴリー④では、全て同じ国籍を持つ内国人の問題である¹³⁾。⑤の分類の中の移民国については、出生地主義の国籍法を取るため、第一世代にメンバーシップがなかったとしても、第二世代からメンバーに組み込まれることになる。移民国でない多くの国では血統主義の国籍法を採用し、基本的には新しいメンバーの参加を拒否する体制である。その中で、かつて植民地支配国であったため、国内の被植民地出身者に国籍付与の機会を与える国もあり(イギリス、フランス)、与えない国(日本¹⁴⁾)もある。従ってここでは、エスニシティの問題は、一方では外国人、他方では内国人の問題となって表面化するが、外国人の場合(図1の③④)、勢力の程度としては非常に弱い。

国籍の範囲を決めるのは各国の国籍法であり、その内容を規定するのは当事国の最大勢力である。最大勢力と外国人エスニックグループの相互関係が一つの要因となって国籍法の改正が成され、それによってメンバー(国民)の範囲が変わることがある。イギリスでは1981年に制定された国籍法が旧国籍法(1948年)にとって変わり、1983年から施行されている。これによってイギリスは、イギリス市民権の再定義をし、結果的にはメ

13) 国籍とエスニックとの関係においては、梶田孝道が「移民問題と国家類型」『エスニシティと社会変動』ibid.で言及している。

14) 内海愛子「日本の近代史にみる国籍」『国籍を考える』土井たか子編、時事通信社1984年。石田玲子「イギリスにおける英連邦移民政策の展開」(上)『歴史学研究』No. 582 1988年7月。林瑞枝『フランスの異邦人』中公新書1984年。

表1-1

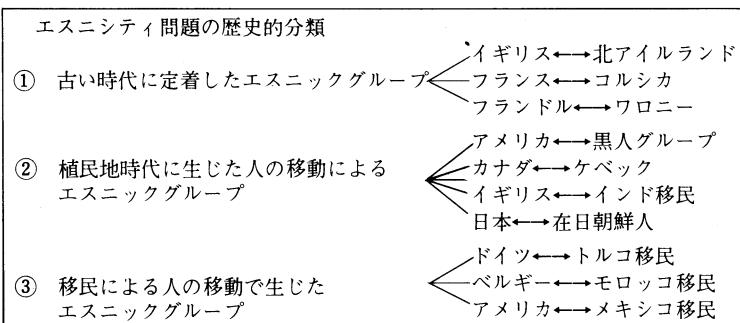


表1-2

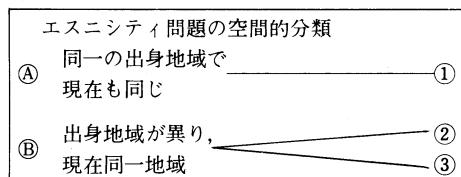
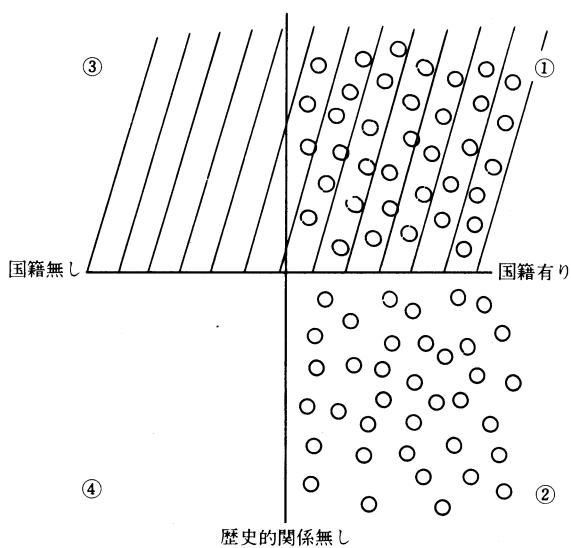


表1-3 出身地域が異なるエスニックグループ (B)

	植民地関係あり	植民地関係無し
移民国	アメリカ——プエルトリコ人 カナダ——フランス系住民	アメリカ——メキシコ人 ブラジル——日系人
非移民国	イギリス——インド人 フランス——アルジェリア人 南アフリカ——黒人	ドイツ フランス ベルギー——移民労働者

図1 エスニックグループの勢力度

歴史的関係有り



①が勢力度最大、次に②、③、④の順に弱くなる。

ンバーの範囲を狭めることになった。一方ベルギーでは、1984年に旧国籍法（1932年）が改正され、翌年から施行されたが¹⁵⁾、旧来の血統主義に生地主義の要素を加え、メンバーの範囲を拡大する制策が取られている。先述したように、メンバー資格のないエスニックグループはそれ自体、力の弱い勢力であるが、他の要因が加わることによって、事態を変える独立変数となる場合があり、エスニックグループが社会変動と結びつけて考えられる所以でもある。それでは他の要因とはなにか。ここで私が研究の対象とするのは、このメンバー資格のないエスニックグループとそれを包摂する共同社会との相互関係である。

エスニシティの問題は多様性を呈し、総合的に問題を捉えることは困難である。同じ類型の中から現象を抽出し、比較検討することによって、少しでも具体的な研究を進めることができるのでないだろうか。日本というフィールドを念頭に置

15)『Lire l'immigration』Centre Socio-Culturel des Immigrés de Bruxelles 1985.

いて、ベルギーの事例研究に移ることにする。

II. ベルギーの移民労働者

1. 福祉国家ベルギーの成立と移民

ベルギーは、北にオランダ、南にフランス、東にはルクセンブルグとドイツ、西のドーバー海峡を越えてイギリスに接する小国である。面積3万518 km²、人口985万人、人口集中度(1 km²当たりの人口数)は日本に近い323(1985年現在)と高い数字がでている。

ベルギーは1830年に独立し、王制を布く。周囲のプロテスタントからカトリックを擁護し、フランス革命の影響を受けた自由主義のもとで、議会制民主主義が発展していった。しかし、ベルギーの独立は、ドイツ帝国とフランスの対立を背景に、ヨーロッパ勢力の均衡を維持しようとする列国の承認によって支えられ、異った言語を持つフランドル地方とワロニー地方が人為的に統合された形で成立したものであった。そのために今日まで、この言語問題がベルギーの民族問題として残り、政治を動かす大きな原動力となった。この民族問題を潜在化させたところで労働組合が結成され(1866年)、ベルギー労働党(1884年)などによる労働者階級の政治的、社会的運動が展開され¹⁶⁾、独立当時の支配者ブルジョアジーに対抗する勢力が育っていた。

ベルギーの北に位置するフランドル地方はオランダ語を話し、南のワロニー地方はフランス語を話す。首都ブリュッセルはその両方を公用語としている¹⁷⁾。この地域形成は、紀元前後ローマ帝国によって植民地化されていた時代にまで遡り、ゲルマン文化とラテン文化の境界線が現在までベルギーの中央を横切って生き続けているのである。ベルギー独立当時から、ワロニー地方の産業発達に支えられて、新興ブルジョアジーが権力を握り、フランス語を中心とした政策が取られていた。これに対して、オランダ語系住民は貧しい農業地域に住み、当時選挙権を獲得する収入を得ておらず、直接の抗議行動を起したのは、第一次世

界大戦前後からであった。その後の対立を経て頂点に達したのが1960年代である。

オランダ語の権利回復運動に大きな力を与えたのは、フランドル地方の人口の増加と経済発展であった。劣勢から優勢へ立場を変えていったフランドル住民は、1970年の憲法改正によって地域の自治化を達成し、現在ベルギーは連邦化へと進行中である¹⁸⁾。

民族問題や二つの戦争での多大な犠牲にもかかわらず、ベルギーは豊富な石炭、鉄鉱資源をもとに産業を復興させ、階級闘争や民族闘争を経ることによって、人間解放の道を歩んでいる。しかし、この福祉国家の繁栄は、ベルギー人の手によってのみ達成されたのではない。1876年、ベルギー国王がアフリカのコンゴを支配し始め、1908年ベルギー領植民地とし、1960年コンゴ独立宣言まで続いた。また、ベルギー国内の労働力不足を補うために採用された外国人移民労働者も、ベルギー経済を底辺で支える大きな力であった。

ベルギーは1923年からイタリア人を炭鉱労働者として受け入れ、その後スペイン、モロッコ、ギリシャ、トルコからも積極的に労働者を導入した。1950年代後半の炭鉱閉鎖にともなって、移民の職業は建設、鉄工、サービス業、清掃業へ移っていましたが、どれもベルギー人労働者の穴埋め的職業であった。彼らが経済移民であったため、その受け入れの程度は時の経済状況に左右され、1974年の経済不況を契機として今まで移民の受け入れは停止の状態である。

イギリスやフランスに旧植民地出身者の移民労働者が多いのに比べて、ベルギーはコンゴ(現在のザイール)から移民を導入しなかった。この理由は、アフリカ黒人にに対する差別意識から出たものだとする見方もある。移民グループの中で一番多いのがイタリア人、次にモロッコ人という統計上の数字があるが(表2)、イタリア人はベルギー在住年数が多く、婚姻や帰化によりベルギー国籍を取得した者も多く、イタリア系移民は統計上の数字より多いものと思われる。

しかもイタリアは現在、欧州共同体(EC)加盟

16) 栗原福也『ペネルクス現代史』世界現代史21、山川出版社1982年。

17) 地名の呼び方は、ベルギー王国フランドル政府外務省発行の『フランドル』1986の日本語訳を採用した。

18) ベルギーの言語問題の詳しい研究に梶田孝道「言語紛争の政治化」『エスニシティと社会変動』ibid. がある。

表2 国籍別ベルギー在住外国人数(1982~1985) 単位千人
出所: National Institute of Statistics

	1982	1983	1984	1985
ドイツ	26.7	27.2	27.5	27.6
フランス	103.7	103.6	103.1	103.2
イタリア	276.5	273.0	270.5	269.3
オランダ	65.5	65.3	65.6	66.3
ルクセンブルグ	6.0	5.8	5.8	5.7
イギリス	22.6	22.6	22.3	22.3
デンマーク	1.9	1.9	1.9	1.9
アイルランド	1.0	1.1	1.1	1.3
ギリシャ	21.4	21.3	21.1	20.7
EC加盟国合計	525.3	521.8	518.8	518.4
ポルトガル	10.5	10.4	10.4	10.4
スペイン	57.8	57.0	56.0	55.1
ユーゴスラヴィア	5.9	5.9	5.6	5.3
トルコ	66.1	68.4	70.0	72.5
その他のヨーロッパ人	18.8	18.6	17.4	16.9
アルジェリー	10.9	10.9	10.8	10.8
モロッコ	110.2	115.1	119.1	123.2
チュニジア	6.9	6.9	6.8	6.8
ザイール	9.2	9.6	9.5	9.4
その他のアフリカ人	6.4	6.7	6.7	7.3
アメリカ合衆国	11.1	10.7	10.9	11.2
カナダ	1.4	1.4	1.4	1.5
その他	45.1	47.8	47.7	48.7
EC非加盟国合計	360.4	369.5	372.1	379.3
合計	885.7	891.2	890.9	897.6

(総人口の 9.1%)

国であって、イタリア人のベルギー入国に制限はなく、労働許可無しで仕事につくことが出来る。ベルギーは首都ブリュッセルにEC本部を置く、積極的なEC統合推進国である。「1992年」を目標に、加盟国の国境を取り扱う試みが行なわれている中で、ヨーロッパ人労働者と、そうでない労働者の区分が進みつつある。

このような非ヨーロッパ人の受け入れ停止にもかかわらず、ベルギーの非ヨーロッパ人の数は少しづつ上昇している。これは彼らの定住化が進み、家族の呼び寄せや子供の出生が原因である。ヨーロッパ系移民が比較的容易にベルギー社会に適応していったのに比べ、非ヨーロッパ系移民は宗教や文化、言語の違いが大きいため社会的結合に多くの困難を示している。外国人労働者という言葉で一括りにされる各移民グループは、出身国の違いや出身国と受け入れ国との関係性などによって、それぞれの持つ問題が異なることに注意し

なければならない。そこで移民労働者の歴史的背景に目を向け、次に各移民グループの特徴を述べてみたい。

2. 移民労働者の歴史的形成

ベルギーの大部分がドイツ占領下に置かれた第一次世界大戦後、ベルギー経済の復興が急務であった。恵まれた炭鉱資源を十分活用するには国内労働者が足りず、1923年イタリアから労働者を雇用する政策がとられた¹⁹⁾。イタリアは既にアメリカ大陸へ移民を送り出し、ベルギーへの出稼ぎも毎年増加していった。しかし国境の開閉は受け入れ国の経済状況に深く結びつき、その制限を受けた。

1930年の世界経済の大恐慌による失業者の増大は、外国人労働者の入国制限となり、36年に政府は外国人労働者許可制度を導入した。これによって労働許可のない者には滞在許可を付与せず、各産業別に外国人労働者数の割りあてをコントロールし、ベルギー人労働者を保護した。この年に行われた総選挙では、ファシズム系議員が20.6%の票を得ており、外国人抑制の力として作用している。その後の戦争で、外国人労働者問題は停止するが、1936年以降、スペインから政治亡命者がベルギーの労働力として加わることになった。彼らは自分たちの民族問題や、内乱から逃れて来た政治的背景を持つ左派たちであった。戦後の移民再開でイタリア人も増員され、1950年後期まで続く石炭産業に貢献した（1947年のイタリア人労働者は約8万人であった）。炭鉱閉鎖後の現在でも、炭鉱のあった町、モンス、ラルビエール、シャルルロワ、リエージュは外国人が多く住んでいるところとして知られている。

1946年から49年までに、7万7千人という多量の外国人労働者の受け入れがあり、ついにベルギー人炭鉱労働者への脅威となった。炭鉱労働組合は、移民が労働者の地位を低下させ、賃金を抑制させることに強い不満を持ち、更に自分たちの失業を招くことを恐れて厳しい抗議行動を展開した。この結果、政府の外国人労働者入国制限となるが、1年間に1万5千人の減少が見られただけ

19) Vincent de Coorebyter『Immigration et culture(1)』Centre de recherche et d'information socio-politiques 1988年、移民の歴史とグループの特徴については、これを参照した。

であった。

1950年代の石炭から石油へ変わるエネルギー革命は、ベルギーにとって大きな試練となった。炭鉱業、鉄工業が崩壊の危機にあり、植民地コンゴの独立問題が浮上していた。国内では失業率が平均6%と高く、移民受け入れは停退する。1952年から55年まで、更に58年から61年までの間は、実質的に国境が閉ざされていた。それでも、その隙間をぬって導入されたのが、スペインからの移民であった。この頃、イタリアに起こった災害が原因でイタリアは移民を送らず、ベルギーはその穴埋めをスペインに求めた。この時のスペイン移民は61年まで続くが、彼らは政治亡命者ではなく、経済的理由で出稼ぎに来た人たちであった。

1960年初めは、深刻な不況をかかえていたが、高度経済成長期を迎えるに従って、ベルギー経済は外国人労働者に国境を開放した。イタリアでは既に国内経済で自国の労働者を潤していたので、移民の送り手ではなかった。従ってこの時の移民は、地中海地方のモロッコ、ギリシャ、トルコからであった。炭鉱での労働が減少し、移民の仕事は他の部門に拡散されるが、僅かな職業を除いて、それらはベルギー人によって占められることのない労働に変わりはなかった。鉄鋼業、建設業、サービス業、運輸業、清掃業などはその代表的な職種である。

1961年から66年まで、13万人へ多種目業種の労働許可が与えられており、その他にも、いわゆる「観光客」として入国する不法就労者も増加した。これに対して政府は、時により労働許可取得の機会を与える、国外退去させたりして「調整」を行っている。

1960年代は、新らしく来た移民の安定をはかるため、家族の呼び寄せが政策として実行された。先のヨーロッパ系移民はカトリック教徒であったが、新移民はイスラム教徒が多く、ヨーロッパ文化とは異ったものを持つ。彼らの社会適合は長い時間が必要である。特に女性や子供たちは直接ベルギーの習慣や教育に接するため、二つの文化の境界に立たされている。しかし、これら移民の帰国率は低く、定住化への道を進んでおり、これに伴う種々の問題が提起されている。

1967年から69年の経済不況が原因となって、移

民の制限が施行されたが、70年には解除されている。ところが、その後の世界的なオイルショックによる不況で、ベルギー経済はその規模を縮少せざるを得ず、その結果、国内労働力の横溢となつた。しかも、外国人労働者の家族の呼び寄せや不法入国が加わって、ベルギーの外国人は未だかつてなかった程に賑れあがっていた。経済的条件にしろ、社会的条件にしろ、これ以上の外国人の受け入れは不可能であると判断され、1974年ベルギー政府は移民受け入れを停止した。現在ではECのメンバー国民や特別な理由がある場合のみベルギーで仕事をすることが出きるとされている。

しかし、移民問題が終ったわけではなかった。現在、ベルギーの外国人は全ベルギー人口の9%に達し、フランスの6.8%、ドイツの7.4%よりも多い。特に外国人を多くかかえるブラッセルとワロニー地方では、多くの問題解決に着手しなければならない。それらは住宅問題、教育問題そして若年層の就労問題などであり、外国人の最後の権利要求としての参政権の問題である。こういった要求に対して、国レベルの政策として打ち出されたのが、1984年の国籍法改正、85年の外国人帰国奨励制度の制定であった。

3. エスニックグループの特質

〈イタリア移民〉

イタリアは19世紀終わりから世界へ移民を送る国であった。ベルギーへは、二つの大戦をはさんでファシズムから逃れた人たちが移住したが、他の大部分の人たちは経済移民であった。彼らは主に南イタリアのシチリア、サルジニアといった貧困地方出身者であり、そこでは農産物の収穫も少なく、ベルギーの過酷な炭鉱労働でも耐え帰国者は少なかった。

1981年のベルギー在住イタリア人279,700人のうち213,409人(76%)がワロニー地方、35,809人(13%)がブラッセルに居住する。全体の89%がフランス語を話す地域に居住するのは、同じラテン民族としての文化に共通性があるからと考えることもできるが、先ずなによりも、彼らの居住地域が炭鉱の町であったことを考えるべきであろう(炭鉱はワロニー地方に多い)。ブラッセルに集

中する外国人が多い中で、イタリア人は13%と少なく、むしろベルギー人と同じ行動をとることが予想される。

しかし、同種類の文化圏にいるといつても、微少な差異によって区別し、されるのがエスニックグループの特徴である。イタリア人としてのアイデンティティは両サイドに強く認識され、容易にベルギーへの同化を進めるものではない。現在、第三世代の若者が育っているが、ベルギー社会へ融合する手段として、ベルギー国籍を取得する者、また、イタリア部分を強く前面に出す者の両方が見うけられる。後者の場合は、ベルギー社会への入口で差別を受けた者によくあるタイプであると聞く。また近年の特徴として、青年層のイタリア帰国現象がある。これはイタリア経済が活発になり、彼らがベルギーで得た技術が国では高く評価されるからであるが、これらは必ずしも完全帰国とは言えない一時的な現象であると思われている。

イタリア子弟の高等教育への進学率は高くなく、1985年度の大学進学は933人（イタリア移民人口の0.3%）であった。

〈スペイン移民〉

スペイン市民戦争の後、1939年にフランコ政権が誕生する。そのため反フランコ派に海外へ渡った者が多く、ベルギーへも移住してきたが、仕事は炭鉱や工場に限られていた。彼らはベルギー社会においても政治的関心が高く、外国人移民労働者の権利要求をかける中心的運動を担った。これが第一期目のスペイン移民で、イタリア移民を経済移民と呼ぶならば、彼らは政治移民である。

1956年、政府間の合意に基づいて、第二期目のスペイン移民が導入された。この年に起こったイタリアの大災害で、イタリア移民が停止したために、ベルギー政府が募集したものであった。1960年以降に入国した者は不法就労者が多く、工場労働、家庭内労働へ分散した。

イタリア人より遅く来たスペイン人は、その半数がブラッセルに集中する。1981年のベルギー在住スペイン人58,255人のうち、28,156人（48%）がブラッセル、その他はワロニー地方に住む。イタリア移民の約20%しかないスペイン移民はその移動が激しい。これは一つには本国への帰国が

あり、もう一つはベルギー国籍の取得が原因であると考えられる。帰国は、スペインの経済復興と政治の民主化が大きな原因であり、スペイン移民のベルギーでの成功も見逃がすことの出きない要因である。彼らは一般に貯蓄意欲が高く、商店や小売業経営を営む成功者の中には、本国進出を狙う者もいる。

子弟の教育に関しても、彼らはイタリア移民より良い条件（高等教育を受けることが出来る余裕）を備えており、1985年度の大学進学率は、在ベルギースペイン住民の0.7%であった。

1986年にヨーロッパ共同体のメンバーとなったスペインは、87年の経済成長率はECの中で一番であった。スペインはもう移民を送り出す国ではなく、イタリアと同様、ベルギーとは自由に人の出入りができる国になった。

〈モロッコ移民〉

モロッコはフランスの植民地であったため、多くの移民をフランスへ送り出している。ベルギーへは1960年以降の移住である。彼らの多くはモロッコ北部の田舎ルリフ出身、スンナ派イスラム教徒である。一般に教育を受ける機会を持たず、貧困であった。ベルギー政府の募集に応えて最初は炭鉱や工場、建設現場で働くが、炭鉱閉鎖後はブラッセルに集中する。1988年の調査では105,133のモロッコ人のうち、57,874人（55%）がブラッセル、17,124人（16%）がワロニー地方、30,135人（29%）がフランドル地方に住んでいる。

家族が呼び寄せられ、家族形態が整ったのが70年頃で、その時出生した子供たちは既に青年に達している。文化形態の異なる社会へ適応するのは、その違いが大きいほど難しい。特に西洋との文化接觸を持たなかった貧しい移民に顕著である。子供たちがベルギーの学校教育を受けることによって西洋化される一方で、親とのギャップが拡大される。しかしながら、彼らはベルギー社会にも完全に適応出きない。1981年現在、ベルギーのモロッコ人の65%が25才以下であることを考えると、移民問題は国内政策の大きなポイントとなるであろう。

〈トルコ移民〉

1963年から65年にかけて、ワロニー地方とフラン

ンドル地方の炭鉱に雇用されたのがトルコ移民の初まりであった。その後、67年から70年には、政府間交渉によらない方法、『業者、の手によって、あるいは『観光客、として入国し、ブラッセルに居住するトルコ人が増加した。彼らは貧しい地方の出身で、ベルギーに来たのは経済的な理由からであった。

しかし、70年から74年に入国したトルコ人は大部分が民族問題、宗教問題で政治亡命した人々であった。彼らはブラッセル、フランドル地方に定住し、外国人労働者が従来従事してきた古典的移民労働に着いた。現在、ベルギーはこういった政治亡命者に対しても容易に入国許可を与えず、社会的・政治的問題になっている²⁰⁾。

1981年の在ベルギートルコ人63,587人のうち15,820人(24%)がブラッセルに住み、17,076人(26%)がワロニー地方、30,691人(48%)がフランドル地方に居住する。約半数のトルコ人がフランドル地方にいるのは、他の移民にはなかった現象であり、これはフランドル地方の経済の繁栄を示すものであると考えられる。多くはゲントやランバーグの工業地帯に集中している。

トルコ移民の宗教はトルコスンニ派イスラム教であり、モロッコ移民と同じく、西洋文化への不適合性がベルギー社会との摩擦を起こす原因となっている。25才以下が65%を占め、未だに家族の呼び寄せが続いている。トルコ移民人口は増加をたどっている。

4. 今日の外国人問題とその周辺

一般に外国人問題と言われるものは、外国人と受け入れ社会との相互関係に帰するものである。それには、個人(外国人)と社会(受け入れ社会)の関係においてとらえるものと、集団(エスニックグループ)と社会(受け入れ社会)の関係でとらえるものがある。宗教、文化、言語の違う社会への個人的(外国人)アプローチによって生じる社会的、文化的問題は、若者の境界人としての葛藤や西洋型文化への変容を経験するマグレブ女性の自立、そして個人が経験する人権差別といった

形で表われる。一方、集団(エスニックグループ)と社会との接触において生じる対立や合意は、外国人の権利要求運動や外国人排斥運動、公的機関の外国人援助となって表われる。本論文の目的が、メンバー資格のないエスニックグループ(外国人集団)の勢力とそれを包接する社会との関係を論じることにあった。次に、上にあげた後者の場合(集団と社会)の相互関係を、外国人の政治参加要求を中心に考えてみることにする。

〈参政権要求運動〉

ベルギーの外国人は政治参加から除外されている。隣国のオランダは、1986年から定住外国人の地方選挙投票が実現しており²¹⁾、スエーデン(1975年)、デンマーク(1981年)、スイスのユラ州(1978年)も一定の要件のもとで、地方自治体選挙に定住外国人を参加させている。こういった背景のもとで、ベルギーでも定住外国人が政治的権利要求を掲げ、その賛否をめぐって大きな議論となっている。

現在では、内国人の参政権は自明のものとなつたが、ベルギー人がそれを得たのは男子1919年、女子48年になってからであった。国民の権利要求としての普通選挙法制定をめぐって激しい運動が繰り広げられた結果、獲得されたものであった。人類が平等という財産を共有するには長い時間を要するが、一つの共同体に住む外国人の場合はどうであろうか。

ベルギーの移民は既に家族を形成し、ベルギー社会での定住化に進んでいる。無権利状態であった外国人は、定住化と共に種々の運動を通して社会的権利を得た。1958年には労働組合の地域代表に選出される資格、64年には、全国代表に選ばれる資格を得ている。現在では、一部の失業保険を除いた全ての社会保障がベルギー人と同等に付与されている。68年、ベルギー在住移民の完全な地位の確立を目的に、各地域で移民社会諮問会議が結成され、これらと労働組合が中心となって1971年「移民の政治参加」要求が発せられた²²⁾。これを実現するためには憲法改正が必要とされ、問題は要易ではなかったが、この時、学生や労働者や移

20) 『MRAX Information』No. 47 1987年6月(人種差別反対のための機関紙) ブラッセル。

21) 『MMARAX Information』No. 40 1985年9月、ブラッセル。

22) 『La Belgique et le Droit de Vote des Etrangers』CIEM 1982年。

民たちは、ハンガーストライキをして運動を広める力となった。他のグループの勢力を得て外国人勢力が伸びた時である。

ベルギー憲法第4条では、政治参加資格をベルギー人と定め、第5条で外国人の帰化による政治参加の方法を示唆している。しかし、地方議会の議席数は住民の数（市民の数ではない）によって定められ、この住民の数の中には外国人住民も含まれている。ブラッセルでは、4人に1人が外国人という地区があり、ここでは議員数は増えるが、決して外国人の声を反映したものではない²³⁾。

この矛盾を是正するため政党も動きに加わった。共産党は外国人の選挙参加に賛成し、キリスト教社会党も1975年から地方レベル選挙にのみ賛成にまわった。71年に1回、79年から80年にかけて5回議員立法改正案が出され、議会で審議されたが、いずれも廃案になっている。共産党議員提出の外国人政治参加のための憲法改正案に対して、反対143、賛成24（棄権1）であった。反対者の中には、外国人の政治参加には賛成で、憲法改正ではなく、立法によってこれを実現出きとする者もあり、ECのメンバーのみを対象とする意見もあった。1979年、マルテンス首相は初めて政府見解を発表し、地方選挙に限り、定住外国人の参加にむけて努力することを約束した。しかし、80年の組閣ではこれについて言及せず、81年11月の解散となり、82年の地方選挙での外国人参加は実現を見ず、今日に至っている²⁴⁾。

〈政府の外国人政策〉

ベルギー社会は、その経済活動を移民労働者の活力によって補われ、かつ人口の老齢化は移民の高い出産率によって緩和されている。しかしながら、外国人移民は同じ国籍、宗教、文化、言語を持たない集団として常に脅威の対象として存在する。移民の停止を実行し、現在なんらかの形で国内の移民の位置づけをし、共存する道を考える時であった。そのために、政府によって提出されたのが、移民のベルギー社会への統合と排斥であつ

た。

移民を国のメンバーとして扱うためには国籍を付与し、法的平等を認めることが一つの方法である。1984年に改正された国籍法にはこの点で外国人に門戸を開いている²⁵⁾。旧国籍法（1932年制定）では、ベルギー人父親から国籍を継承する父系優先血統主義の立場をとり、ベルギーで生まれた移民子弟にベルギー国籍はなかった。今回の改正は父母両系血統主義と一部生地主義を取り入れており、移民の第三世代にベルギー国籍付与の機会を与えており、つまりベルギーで出生した場合、親が外国人であっても、親の出生地がベルギーならば、その子供は12才までに親が届出ことによってベルギー国籍を得ることができる。「12才までに届出」と規定するのは、本人とその家族の意志を尊重し、ベルギー国籍が自動的、強制的付与とならないようにという配慮である。その他にも、ベルギーで出生した場合、両親の条件がどうであろうと、本人にある一定のベルギー居住期間があれば、18才から22才の間にベルギー国籍を取得することが出き、帰化による取得と区別されている。

この様に、従来の国籍法とは違った側面を、移民子弟のケースを考慮に入れて取り入れられているが、生地主義による国籍取得者には「適正な市民」でないと政府が判断した場合、国籍剥奪の可能性を残している。また、帰化による国籍取得は、生來の取得とは身分の上で大きく違い、小帰化、大帰化と分かれている。小帰化は18才以上の者で、5年間のベルギー居住が条件で申請出しき、許可があつてベルギー国籍を取得すると選挙権はあるが、被選挙権はない（市町村レベルはある）。大帰化は25才以上で、小帰化後5年を経た者が申請でき、許可があるとベルギー人と同等の被選挙権も得ることが出きる。帰化した者は、適正な市民として行動しなければならず、完全なメンバーシップ獲得の道は遠い。

1985年、政府は移民に対して奨励金付帰国制度

23)『Revue du droit des étrangers』No. 49 1988年6月。

24) 1986年、社会党的議員から、外国人の地方選挙参加のための法律案が提出されたが廃案となり、1987年の憲法改正案議会提出リストの中に、第4条の改正は含まれていなかつたので、1988年にも外国人の政治参加は実現していない。

25) その他の改正点に、婚姻による国籍取得の廃止、養子の国籍取得などがある。『Lire l'immigration』ibid., 「Nouvelles frontières des nationalités」。

を提示し、応募者を求めた。応募者の条件により、12万から50万ベルギーフランの奨励金を出し本国へ帰らせ、再びベルギーへ戻ることを禁じたこの制度は、本国での生活の見通しが立たず、移民にとっては不評である。86年7月現在までに385人がこれを利用して帰国した²⁶⁾。

国籍法改正による移民子弟の国籍取得と帰国への二つの道を用意した政府は、まだ具体的に国籍を取らない移民たちについて言及せず、彼らの政治参加への要求を後まわしにしている。しかしこれは、国民の关心の寄せ方にも大きく関係てくるであろうし、移民の勢力、そしてそれを組織する運動体の勢力にも影響される。移民自身の組織や教会関係者やベルギー人が中心になっている援助団体は、ワロニー地域とブラッセルだけでも200を越えている²⁷⁾。これらは移民の生活指導や教育、法律などの相談に応じている。ワロニー地域政府のフランス語圏文化省移民課は、これらの団体に経済的援助をしているが、政府による活動の直接指導は行われていない。

〈ベルギー人の意見〉

初期移民のヨーロッパ系移民とは違って、後期移民はベルギー社会の中で容姿、風俗などの点で可視的存在である。こういった外国人を混じえたベルギーの風景は、ベルギー人にどう写っているのだろうか。

1985年に行われた「外国人に対するベルギー人の意識調査²⁸⁾」の結果を見ると、解答者の80%が、外国人はベルギーに将来も住み続けるだろうと考えている（表3-1）。そしてやがては、外国人の子弟はベルギー人になると思うと答えた人が66%で、子弟はベルギーに定住すると思う人が93%に達している（表3-2）。しかし、帰国させた方がよい外国人がいると思うと答えた人が66%であることから、全面的に外国人を受け入れているのではないことがわかる（表3-4）。

外国人の政治参加については、定住という条件

のもとで賛成が半数以上あり、長く定住する外国人に参政権を認める方向で合意が得られるようである。ECのメンバーに対する許容度が高いのは「1992年統合」のためか、宗教や文化基盤が同じヨーロッパ人への信用なのか定かではないが、いずれにしても、国民の間でヨーロッパ人と非ヨーロッパ人への対応の仕方が異り、非ヨーロッパ人への差別が見られる（表3-3）。

ベルギー人は、二つの言語による分断（連邦化）を経験してきた国民である。それ故、民族の違いに寛容であることが出来る国民であるし、また一方、違いがことごとく紛争の原因となってきたところから、違いを許さない国民もある。過去の経緯からフランス語圏の人は寛容に近く、オランダ語圏の人は違いに厳しいという見方も出来るが、エスニックグループに対する態度がこれに準じるとは限らない。

おわりに

ベルギーの歴史と社会、移民グループの歴史と各グループの特質、そして現在の外国人問題をとりまく状況について見てきた。ベルギー社会とエスニックグループの関係を考察するには、両者のみならず、ヨーロッパ共同体やベルギーの二言語地域の各々の枠組み、更に移民の送り出し国にも言及しなければならない。

しかし、移民の本国や移民受け入れ国に重大な変化が起こらない限り²⁹⁾、メンバーでない個人（外国人）がメンバー（内国人）として共同体に組み込まれてゆく状況が、非常にゆっくりした規模ではあるが、確実に起こっている（国籍取得）（図2）。この時、メンバーの資格が一つではなく、いくつかに分かれている（国籍取得後の身分の違いや実際に経験する社会的差別など）ために、同じメンバー間でも、エスニック問題が起り得る。

これらについては、前述の先行研究で述べられて

26) 255人の応募者中、トルコ人138人、モロッコ人47人、チュニジア人19人、アルジェリア人14人、その他37人という内訳がある。『MRAX Information』No. 46 1987年3月。

27) ここには「人種差別反対組織（MRAX）」や「移民の社会文化センター（Le Centre Socio-Culturel des Immigrés de Bruxelles）」がある。

28) これは、フランス語圏の882人（無作為抽出によるベルギー人771人と外国人111人）を対象に「平和のためのキリスト教運動」という組織が行った調査である。『Partisans de Paix』No. 98 1987年。

29) 国家を独立変数としてみる研究もあるが、ここでは近代民主主義福祉国家としての受入れ国を想定している。

表3-1 将来、ベルギー在住外国人はどのようにすると思いますか。

帰国すると思う	117	14%
ベルギー人になると思う	205	24%
ベルギーで外国人として暮らす	472	56%
その他	58	7%
返答なし	30	—
合計	882	100%

表3-2 将来ベルギーで生まれる外国人の子供はベルギー人になると思いますか。

両親の国へ帰ると思う	57	7%
ベルギー人になると思う	553	66%
ベルギーで外国人として暮らす	225	27%
その他	—	—
返答なし	47	—
合計	882	100%

表3-3 外国人が地方選挙に投票するのに賛成ですか反対ですか。

賛 成	全外国人に対して		E Cのメンバーのみ (100%)
	278 (33%)	364 (45%)	
反 対	564 (67%)	451 (55%)	(100%)
5年以上居住者に賛成	440 (54%)	515 (65%)	
〃 反対	377 (46%)	281 (35%)	(100%)
20年以上居住者に賛成	554 (69%)	611 (77%)	
反対	249 (31%)	184 (23%)	(100%)

表3-4 ベルギーには帰国させた方が良いと思われる外国人はいますか。

は	い	577 (66%)
い	え	276 (32%)

図2-1 エスニックグループの形成

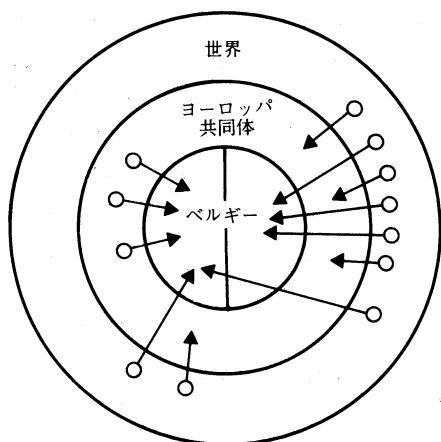
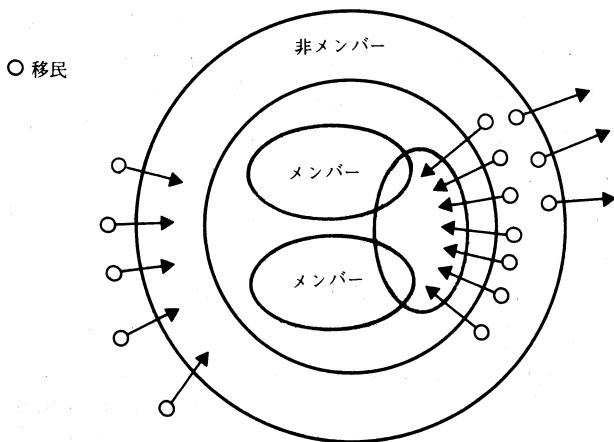


図2-2 国籍取得

メンバーの形成と非メンバーの再編



いる通りである³⁰⁾。

ここで非メンバーがメンバーとなってゆくだけではなく、歴史の流れの中では、絶えず新しい非メンバーが出現する可能性を有している。移民停止政策をとっても、なんらかの形で人の流入は避けられず、経済の動きと共に、再び移民開始が起こらないとは限らない。そこで、非メンバーの問題は常に介在することになる。非メンバーが社会の中で地位を獲得することができるのは、民主主義国家においては、その数が考慮に入れられるであろう。しかし、非メンバー勢力は前述したように、それ自体弱いものなので他のグループ

(支援団体や国民そして、その他のエスニックグループ)との関係において、その活力が決定される。この様な要因が媒介して、非メンバーであるエスニックグループは、運動要因となることが出来るのである³¹⁾。従って、外国人の政治参加に関しても、こういった変数を操作することが可能であるならば、近い将来実現されるものであろう。

ここではエスニシティの根源的性格である感情的紐帯について述べるには至らなかったが、それは別の機会にゆずることとする³²⁾。

謝辞 本稿の発表の機会を与えて下さった関西学院大学社会学部 領家穰教授に感謝します。

30) 政治的動員としてのエスニックグループ(移民労働者)は、他の産業労働者と結びつく可能性のあることは、ジョン・レックスが『人種差別の社会学』三嶺書房の中で述べている。

31) これらグループ間関係を観察分析することによって社会変動の分析理論を組み立てているのがGraham C. Kimlock『The Sociology of Minority Group Relations』PRENTICE-HALL, INC.である。

32) この方面的研究は、N・グレーザー、D・P・モイニハン『民族とアイデンティティ』内山秀夫訳三嶺出版に詳しい。

付記 ベルギーの移民問題、特にモロッコ、トルコ移民の社会的階級についての研究がEugeen Roosens『Migration and caste formation in Europe : the Belgian case』『Ethnic and Racial Studies』Vol. 11 No. 2, 1988年4月に発表されている。そこでは移民の階級上昇を個人の動機に帰して考えられている。